# 第127期 中間決算公告

平成22年12月24日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

# 株式会社 七十七銀行

取締役頭取 氏 家 照 彦

## 中間貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

			(単位:百万円)
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	69,768	預 金	5,053,624
コールローン	123,728	譲渡性預金	359,100
買入金銭債権	20,087	コールマネー	63,284
商品有価証券	23,385	債券貸借取引受入担保金	846
金銭の信託	44,691	借 用 金	252
有 価 証 券	2,052,689	外 国 為 替	129
貸 出 金	3,527,379	その他負債	34,964
外 国 為 替	1,778	未払法人税等	4,216
その他資産	17,233	リース債務	917
有 形 固 定 資 産	38,097	資産除去債務	616
無形固定資産	385	その他の負債	29,214
繰 延 税 金 資 産	26,585	退職給付引当金	46,846
支 払 承 諾 見 返	29,073	睡眠預金払戻損失引当金	233
貸倒引当金	△ 42,016	偶 発 損 失 引 当 金	680
		支 払 承 諾	29,073
		負債の部合計	5,589,034
		(純資産の部)	
		資 本 金	24,658
		資本 剰余金	7,842
		資本準備金	7,835
		その他資本剰余金	7
		利 益 剰 余 金	286,034
		利益準備金	24,658
		その他利益剰余金	261,375
		固定資産圧縮積立金	793
		別 途 積 立 金	251,605
		繰越利益剰余金	8,976
		自 己 株 式	△ 2,127
		株主資本合計	316,408
		その他有価証券評価差額金	27,818
		繰延ヘッジ損益	△ 570
		評価・換算差額等合計	27,247
		新 株 予 約 権	177
		純資産の部合計	343,834
資産の部合計	5,932,868	負債及び純資産の部合計	5,932,868

## 中間損益計算書 (平成22年4月1日から) 平成22年9月30日まで)

科 目	金	額
経 常 収 益		50,010
資 金 運 用 収 益	40,131	
(うち貸出金利息)	( 28,451)	
(うち有価証券利息配当金)	( 11,540)	
役 務 取 引 等 収 益	7,746	
その他業務収益	809	
その他経常収益	1,322	
経 常 費 用		38,289
資 金 調 達 費 用	3,423	
(うち預金利息)	( 2,665)	
役 務 取 引 等 費 用	3,003	
その他業務費用	180	
営 業 経 費	30,558	
その他経常費用	1,123	
経 常 利 益		11,721
特 別 利 益		244
特 別 損 失		1,345
税引前中間純利益		10,620
法人税、住民税及び事業税	4,313	
法人税等調整額	55	
法 人 税 等 合 計		4,369
中 間 純 利 益		6,251

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
  - 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5 = -31年 そ の 他 4 = -20年

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
  - 無形固定資産は、定額法により償却しております。
- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法 により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- 8. ヘッジ会計の方法
  - (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これにより、税引前中間純利益は578百万円減少しております。なお、経常利益への影響は軽微であります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は610百万円であります。

#### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

92 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,319百万円、延滞債権額は75,635百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,471百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,349百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,775百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15.187百万円であります。
- 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 121,753 百万円 その他資産 141 百万円

担保資産に対応する債務

預金 31,628 百万円 债券貸借取引受入担保金 846 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,441百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は67百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,477,199百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,454,094百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9. 有形固定資産の減価償却累計額 72,096 百万円
- 10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10.979百万円であります。
- 11. 1株当たりの純資産額

906 円 3 銭

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)13.09%

#### (中間損益計算書関係)

- 1.「その他経常費用」には、債権売却損287百万円及び株式等償却403百万円を含んでおります。
- 2. 1株当たり中間純利益金額

16 円 48 銭

- 3. 特別利益には、貸倒引当金戻入益195百万円を含んでおります。
- 4. 特別損失には、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額570百万円を含んでおります。
- 5. 当中間期において、宮城県内の営業用店舗5か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗1か 所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額724百万円(土地665百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産等13百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。

#### (有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

## 1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	375	375	_
合 計		375	375	_

## 2. 子会社・子法人等株式 (平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-		_
合 計	_	_	_

## (注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	92
合 計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

## 3. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株式	62,973	35, 555	27,418
	債券	1,666,167	1,617,967	48, 200
中間貸借対照表	国債	814,361	789,671	24,689
計上額が取得原	地方債	116,210	113,464	2,745
価を超えるもの	社債	735, 595	714,831	20, 764
	その他	127, 345	124,834	2,510
	小 計	1,856,486	1,778,357	78, 128
	株式	25, 363	30, 364	△ 5,001
	債券	12,326	12,463	△ 137
中間貸借対照表	国債	7,940	7,992	△ 52
計上額が取得原 価を超えないも	地方債	_	_	_
0	社債	4,386	4,471	△ 85
	その他	155,048	179, 804	△ 24,756
	小 計	192,737	222,632	△ 29,894
合 計		2,049,224	2,000,990	48, 233

#### (注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3, 148
組合出資金	223
合 計	3,372

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は351百万円(うち、株式351百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び 要注意先以外の債務者であります。

#### (金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

		中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他金銭の	_	19, 984	22,396	△ 2,412	_	2,412

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2. 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 2. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間期における減損処理額は112百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落	
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落	
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落	

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び 要注意先以外の債務者であります。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

## 繰延税金資産

退職給付引当金	18,959 百万円
貸倒引当金	15,707
減価償却	7,284
有価証券償却	2,056
その他	4,874
繰延税金資産小計	48,882
評価性引当額	$\triangle$ 3,740
繰延税金資産合計	45, 141
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 18,003
固定資産圧縮積立金	△ 538
その他	$\triangle$ 14
繰延税金負債合計	△ 18,556

繰延税金資産の純額 26,585 百万円

# 第127期 中間決算公告

平成22年12月24日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

# 株式会社 七十七銀行

取締役頭取 氏 家 照 彦

## 中間連結貸借対照表(平成22年9月30日現在)

			(単位·日万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	69,855	預 金	5,051,045
コールローン及び買入手形	123,728	譲渡性預金	358,900
買入金銭債権	20,087	コールマネー及び売渡手形	63,284
商品有価証券	23,385	債券貸借取引受入担保金	846
金銭の信託	44,691	借 用 金	12,028
有 価 証 券	2,063,266	外 国 為 替	129
貸 出 金	3,515,799	その他負債	46,533
外 国 為 替	1,778	退職給付引当金	47,289
リース債権及びリース投資資産	25,122	役員退職慰労引当金	51
その他資産	29,040	睡眠預金払戻損失引当金	233
有 形 固 定 資 産	38,910	偶 発 損 失 引 当 金	680
無形固定資産	1,071	支 払 承 諾	29,073
繰延税金資産	30,134	負債の部合計	5,610,095
支払承諾見返	29,073	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△ <b>51,620</b>	資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,842
		利 益 剰 余 金	287,347
		自 己 株 式	△ 2,101
		株主資本合計	317,747
		その他有価証券評価差額金	27,822
		繰延ヘッジ損益	△ 570
		評価・換算差額等合計	27,252
		新 株 予 約 権	177
		少数株主持分	9,053
		純資産の部合計	354,230
資産の部合計	5,964,326	負債及び純資産の部合計	5,964,326

## 中間連結損益計算書(平成22年4月1日から) 平成22年9月30日まで)

科目	金	額
経常収益		58,332
資 金 運 用 収 益	40,405	
(うち貸出金利息)	( 28,678)	
(うち有価証券利息配当金)	( 11,587)	
役務取引等収益	8,218	
その他業務収益	8,476	
その他経常収益	1,232	
経 常 費 用		45,195
資 金 調 達 費 用	3,483	
(うち預金利息)	( 2,665)	
役務取引等費用	2,621	
その他業務費用	6,673	
営 業 経 費	31,042	
その他経常費用	1,375_	
経 常 利 益		13,136
特 別 利 益		50
特 別 損 失		1,346
税金等調整前中間純利益		11,841
法人税、住民税及び事業税	4,676	
法人税等調整額	252	
法 人 税 等 合 計		4,929
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中   間   純   利   益		6,911
少数株主利益		477
中間純利益		6,433

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### 1. 中間連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
  - ① 連結される子会社及び子法人等 7社

連結される子会社名

七十七ビジネスサービス株式会社

七十七スタッフサービス株式会社

七十七事務代行株式会社

連結される子法人等名

七十七リース株式会社

七十七信用保証株式会社

七十七コンピューターサービス株式会社

株式会社七十七カード

- ② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
  - ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

#### 2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (4) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については 時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っており ます。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
  - (イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年~31年

その他 4年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を 耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権について は過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回 収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(1) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に 開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象 資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

#### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、税金等調整前中間純利益は578百万円減少しております。なお、経常利益への影響は軽微であります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は610百万円であります。

#### 表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

#### 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は7.194百万円、延滞債権額は78.173百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,471百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22.412百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息 の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は109,252百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,187百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券121,753 百万円その他資産141 百万円リース投資資産255 百万円

担保資産に対応する債務

預金 31,628 百万円 債券貸借取引受入担保金 846 百万円 借用金 150 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,441百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は99百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,522,564百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,499,460百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 8. 有形固定資産の減価償却累計額 74.867 百万円
- 9. 借用金には、リース投資資産11,089百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金9,241百万円が含まれております。
- 10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,979百万円であります。
- 11. 1株当たりの純資産額

909 円 57 銭

12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)13.32%

#### (中間連結損益計算書関係)

- 1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額212百万円、債権売却損293百万円及び株式等償却403百万円 を含んでおります。
- 2. 1株当たり中間純利益金額

16 円 96 銭

- 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額
- 16 円 94 銭
- 4. 特別損失には、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額570百万円を含んでおります。
- 5. 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗5か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業 用店舗1か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額724百万円(土地665百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産等13百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。

#### (金融商品関係)

#### ○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	69,855	69,855	_
(2) コールローン及び買入手形	123,728	123,728	_
(3) 有価証券	2,059,847	2,060,005	157
満期保有目的の債券	10, 514	10,672	157
その他有価証券	2,049,332	2,049,332	_
(4) 貸出金	3, 515, 799		
貸倒引当金(※)	$\triangle$ 48, 269		
	3,467,530	3, 522, 999	55, 469
資産計	5, 720, 961	5, 776, 588	55,627
(1) 預金	5,051,045	5, 058, 825	7,779
(2) 譲渡性預金	358,900	358,900	0
(3) コールマネー及び売渡手形	63, 284	63, 284	_
負債計	5, 473, 229	5,481,010	7,780

(※)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を 時価としております。

#### (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー(クーポン、元本償還額、保証料)を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基 準に該当したものについて、当中間連結会計期間末において合理的な見積りに基づき算定された価額 により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は17,377百万円、その他有価証券評価差額金は10,322百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は7,055百万円減少しております。変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし

ております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド(経費率を含む)を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見 込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照 表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 負債

#### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け 入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内) で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を 時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券 には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)(※2)	3, 195
② 組合出資金(※3)	223
合 計	3,419

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について51百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

#### (有価証券関係)

中間連結貸借対照表の、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

### 1. 満期保有目的の債券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結	国債	5,813	5,911	98
貸借対照表計上	地方債	4,399	4,458	59
額を超えるもの	小 計	10,212	10,370	157
時価が中間連結	国債	302	302	Δ 0
貸借対照表計上 額を超えないも	その他	375	375	_
0	小 計	677	677	Δ 0
合	計	10,889	11,047	157

## 2. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株式	63,078	35, 586	27, 491
	債券	1,666,167	1,617,967	48,200
中間連結貸借対	国債	814,361	789,671	24,689
照表計上額が取 得原価を超える	地方債	116,210	113, 464	2,745
80	社債	735, 595	714,831	20,764
	その他	127, 345	124,834	2,510
	小 計	1,856,590	1,778,388	78, 201
	株式	25, 367	30,370	△ 5,002
	債券	12,326	12,463	△ 137
中間連結貸借対	国債	7,940	7,992	△ 52
照表計上額が取 得原価を超えな いもの	地方債	_	_	_
	社債	4,386	4,471	△ 85
	その他	155,048	179,804	△ 24,756
	小 計	192,741	222,638	△ 29,896
合 計		2,049,332	2,001,027	48, 305

## 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は351百万円(うち、株式351百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び 要注意先以外の債務者であります。

#### (金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	19,984	22,396	△ 2,412	_	2,412

- (注)1. 連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価により計上 したものであります。
  - 2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 2. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は112百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び 要注意先以外の債務者であります。

## (ストック・オプション等関係)

- 1. ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名 営業経費 73百万円
- 2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 357,500株
付与日	平成22年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年8月3日~平成47年8月2日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価 (注2)	415円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
  - 2. 1株当たりに換算して記載しております。